

控

令和2年(行ウ)第71号 損害賠償請求行為請求事件(住民訴訟)

原告 宗岡明弘 外533名

被告 神戸市長 久元喜造 外1名

5

原告第9準備書面



令和4年12月20日

10

神戸地方裁判所 第2民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士	津	久	井	進
原告ら訴訟代理人弁護士	白	倉	典	武
原告ら訴訟代理人弁護士	繁	松	祐	行
原告ら訴訟代理人弁護士	田	崎	俊	彦
原告ら訴訟代理人弁護士	関	本	龍	志

20

原告らは、被告第4準備書面記載の主張のうち第2の1(3)、2(1)及び3(1)③につき、以下のとおり主張を補充する。

25

1 原告らの住民監査請求における請求内容

- (1) 被告は、原告らが「都市計画道路 須磨多聞線（西須磨）整備事業」に関する2本の契約（①令和元年12月付「須磨多聞線（西須磨）都市道路検討及び詳細設計業務」契約、②令和2年2月12日付「桜木町2丁目歩道設置工事」契約）に基づく支出をはじめとする一切の公金の支出を差し止めることを求める監査請求を行ったにすぎず、請求の趣旨第1項ないし第3項の一部は監査請求前置の要件（地方自治法242条の2第1項）を満たさず、不適法である旨を主張する（被告準備書面4・3頁上から13行目以下等）。
- (2) しかし、原告第6準備書面3頁上から4行目以下で主張した通り、監査請求と住民訴訟の対象の同一性とは、住民訴訟の目的に照らし、厳格、形式的な同一性ではなく、実質的な同一性があれば足りるとされている。
- (3) これに加えて、原告らが神戸市に対して行った2度の監査請求は、いずれも本事業に関する一切の公金の支出を対象とし、未支出のものにつき差止め、支出済みのものにつき損害賠償請求することを求めるものである。

このことは、以下に引用する監査請求における請求の要旨（甲D第62号証2頁、甲D第63号証2頁）からも明らかである。

「神戸市の実施する「都市計画道路 須磨多聞線（西須磨）整備事業」は違法無効であり、この事業の遂行によって神戸市に損害が生じることから、神戸市長、建設局長、同局道路部管理課課長、同局道路部工務課担当課長及び行財政局財政部契約監理課課長に対し、本事業に関する2本の契約（①令和元年12月付「須磨多聞線（西須磨）都市道路検討及び詳細設計業務」契約、②令和2年2月12日付「桜木町2丁目歩道設置工事」契約）に基づく支出をはじめとする一切の公金の支出を差し止め、既に支出した金額の損害賠償請求を求める。」

以上の請求の要旨の文言は、本事業、すなわち「都市計画道路 須磨多聞線（西須磨）整備事業」に関する一切の公金の支出につき、差止め及び損害

賠償請求を求めるものであることを明示している。

被告が挙げる①及び②の契約については、当該各契約名に続けて「に基づく支出をはじめとする」との記載されていることからも分かるように、「一切の公金の支出」の例示にすぎない。

5 (4) また、被告は、監査委員が監査の対象とした財務会計行為は令和元年12月付「須磨多聞線（西須磨）都市道路検討及び詳細設計業務」及び令和2年2月12日付「桜木町2丁目歩道設置工事」に係る公金の支出のみであり、それ以外は含まれない旨を指摘する（被告準備書面4・4頁上から5行目以下）。

10 しかし、住民訴訟の訴訟要件を定めた地方自治法242条の2第1項は、「前条第一項の規定による請求をした場合において」との文言により、監査請求前置の要件を定めている。

15 そして、上記「前条第一項の規定による請求」とは住民監査請求のことであるから、住民訴訟の訴訟要件は住民監査請求を行ったこと自体であり、これに応じて監査委員が当該財務会計上の行為を監査の対象としたことではない。

したがって、神戸市の監査委員が被告の挙げるふたつの契約に関する公金支出以外を監査の対象としなかったことは、監査請求前置の訴訟要件の充足と無関係である。

20 2 原告の全請求について監査請求前置の要件が満たされていること
以上より、原告の住民監査請求の対象は、いずれも本事業に関する一切の公金の支出である。

25 そして、本訴の各請求の趣旨が対象とする財務会計上の行為は、いずれも本事業に関する契約締結行為（債務負担行為）と支出命令であるから、すべて監査請求前置の要件を満たしている。

以上